

気象警報発令時の対応について

和歌山県立那賀高等学校

午前6時現在、「岩出市」「紀の川市」「和歌山市」のいずれか、または、居住する市町村に、「特別警報」「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」のいずれかが発令されている場合は、以下のように対応する。

I 通常授業時（定期考査期間中でない場合）

(ア) 「岩出市」「紀の川市」「和歌山市」のいずれかに上記警報が発令されているとき

- ① 午前6時現在、上記警報が発令されているときは、自宅待機とする。
- ② 午前9時までに上記警報が解除された場合は、午前11時からSHR・授業を行う。
- ③ 午前11時までに上記警報が解除された場合は、午後1時からSHR・授業を行う。
- ④ 午前11時現在、上記警報が引き続き発令されている場合は、臨時休校とする。

(イ) 「岩出市」「紀の川市」「和歌山市」以外の市町村に上記警報が発令されているとき通常通り授業を行うが、発令されている市町村に居住の場合は以下のとおりとする。

- ① 午前6時現在、居住する市町村に上記警報が発令されているときは、自宅待機とする。
- ② 午前11時までに、居住する市町村の上記警報が解除された場合は、その時点で登校することとする。
- ③ 午前11時現在、居住する市町村の上記警報が引き続き発令されている場合は、公欠とする。

※ 気象警報の解除後、登校する場合

- ・当日のすべての授業の準備をすること。
- ・安全に十分気をつけて、危険が予測される場合は、無理な登校はしないこと。
(当日もしくは後日その旨を学校に連絡し、「欠席届」を提出すること)

II 定期考査期間中

(ア) 「岩出市」「紀の川市」「和歌山市」のいずれかに上記警報が発令されているとき

- ① 午前6時現在、上記警報が発令されているときは、自宅待機とする。
- ② 午前11時までに上記警報が解除された場合は、午後1時からSHR・考査を行う。
- ③ 午前11時現在、上記警報が引き続き発令されている場合は、臨時休校とする。

※ 臨時休校となった場合、考査日程は変更せず、臨時休校となった日の考査については、定期考査最終日の翌日に行う。

(イ) 「岩出市」「紀の川市」「和歌山市」以外の市町村に上記警報が発令されているとき通常通り考査を実施するが、発令されている市町村に居住の場合は以下のとおりとする。

- ① 午前6時現在、居住する市町村に上記警報が発令されているときは、自宅待機とする。
- ② 午前9時までに、居住する市町村の上記警報が解除された場合は、その時点で登校し、指示に従うこととする。
- ③ 午前9時現在、居住する市町村の上記警報が引き続き発令されている場合は、公欠とする。